

九条の会・石川ネット ニュースレター

2019.07.10 発行

No.34

連絡先/〒920-0912 金沢市大手町9-29 社会法律センター気付

☎076-231-2110 <http://www.9jo-ishikawa.net> E-mail office@9jo-ishikawa.net

平和憲法施行 72 周年記念石川県民集会・講演要旨

「沖縄と憲法」～沖縄からみた安倍政権～

琉球新報社前編集局長 普久原 均

沖縄は「憲法番外地」

まず申し上げたいことは日本は憲法を最高法規とした国ではないということです。最近では民主主義の国であるかも怪しいのです。こう言うと変に思われるでしょうが、実は様々な協定や条約からすればそうなるのです。

戦後、沖縄はずっと憲法適用外の地域でした。沖縄の基地の大半は、国際法に違反して「銃剣とブルドーザー」で米軍が勝手に作ったものです。ハーグ陸戦条約には私有財産を没収できない、また略奪は厳禁、などと定めています。米軍は「没収はしていない。所有権はある」というだけです。

朝鮮戦争の頃、沖縄の基地はさらに拡張されました。またその後、戦争のない時期にあっても略奪や没収は続いていたのです。

また沖縄では、米軍の軍政官が強く、本土で憲法が公布された46年、米海軍少佐は「沖縄の軍政府はネコで、沖縄はネズミである。ネズミはネコの許す範囲でしか遊べない」とあからさまに自治を完全に否定しました。また主席(知事)公選が実現したのは戦後23年後(68年)のことでした。国場君轢殺事件(63年)も軍法会議で無罪となりました。このように沖縄では民が無視され、民意が軽視されることは山のようにあるのです。

本土で反基地運動が盛んな頃、沖縄への移転(岩国基地へ)部隊移転、厚木基地海軍へ)移転等)が起きました。しかし占領下の沖縄では米軍への抵抗は弾圧され、選挙権さえ剥奪されていました。そうしたなかで民意を無視した基地の集中が進みました。

いま沖縄では、いくつかの市町村議会において、普天間の代替基地を沖縄に造るのを止めてほしいという決議があります。しかしその反対決議を無視して、辺野古での工事が強行されています。これも民意無視の表れです。

また女性への暴行や強姦も頻繁に起こり、起こったとしても米軍基地に逃げ込んだ場合、基地のなかを捜索することができないのです。僅か3年前の話なのですが、酷いことに基地のゴミから証拠品を捜索していたのです。このように犯人が基地の中に捨てれば証拠隠滅も容易なのです。



金網の向こう側(基地敷地内)に米軍ヘリが墜落した場合、自治体は調査すらできません。もし放射性物質を積載していた場合は大変なのに、米軍が認めなければ、何もできません。

オスプレイが一二年に沖縄に配備されました。よく事故を起こす機種なので、安全対策を申し入れても門前払い。130 dBは人間の聴力の限界で、難聴が発生します。しかし騒音対策についても同じ対応をするのみです。

また日本の航空法では、市街地上空では 300m以上など、航空機の飛行高度は制限されています。しかし米軍機には適用されません。また環境汚染もチェック不可能です。これらは憲法の平和主義および基本的人権に背反するものです。今も沖縄は「憲法の番外地」。これが実態です。

諸悪の根源は日米地位協定

このような諸悪の根源は日米地位協定です。日米安保条約で米軍が駐留しているのですが、その訓練の仕方、米兵の扱い等を定めるのが協定です。そこには「合衆国は…必要な全ての措置をとることができる」と定められています。これを専門用語として「排他的管理権」といい、憲法より上位の規定となっていて、他国に例のないものです。かつての日米和親条約(治外法権)や日米修好条約(不平等条約)と同じ類のものといえます。

しかし例えばイタリアでは、イタリア軍司令官は原則として何の制限もなく、米軍基地内の全ての区域に自由に立ち入ることができる、となっています。

沖縄では、90 年代には普天間と嘉手納の米軍基地との間に爆音防止協定が成立しています。しかし夜 10 時から朝 6 時までは原則として飛ばないとなっているにも関わらず、その協定は全く有名無実になっています。つまり米軍を制御できない。なぜそうなっているかというと、「排他的管理権」があるからです。

でもイタリアでは違います。それは 20 年ほど前にスキー客が米軍機の飛行によるリフト事故で亡くなり、それが契機となって変わったのです。とても困難な対米交渉の末にイタリアは自らの地位を獲得したのです。沖縄では、日米地位協定は不平等条約そのものです。ドイツや韓国では対米交渉を通じて全くの不平等ではなくなっています。それはまた米国と先進国だけの話ではなく、発展途上国の間でも前進がみられているのです。

日米地位協定の第 17 条には、刑事裁判権の定めがあり、日本側が起訴をするまで身柄を拘束(逮捕)できないとされています。しかし 95 年の少女暴行事件を契機に、ものすごい反発が起き、殺人と強姦については、起訴のまま逮捕できる、となりました。

ここまでは公文書に基づくものですが、実はまだまだ酷いものがあります。それは 53 年の密約です。日本当局は米軍兵士、軍属および家族に対し、日本にとって著しく重要と考えられる事例以外は、裁判権を行使するつもりはない、ということを秘密裏に約束してしまったのです。犯罪者を逃すことまで密約していたのです。今でも審議の場である日米合同委員会では月 2 回ほど開かれ、その内容はほぼ非公開です。選挙で選ばれた人の出席もありません。その結果、米兵が起こした犯罪の逮捕率は、日本人よりはるかに低いのです。

安保への意識の違い

そもそも安保への意識について全国と沖縄の違いは大きいものがあります。日米関係の強化もしくは維持を支持するのは全国で 86%ですが、沖縄では 12%にすぎません。沖縄では安保条約を何らかの形に改変すべきと考える人は 70%を超えます。

そもそも海兵隊の駐日が必要か？

米国防総省シンクタンクは「もし台湾や朝鮮半島が危機となれば、まず海空軍の戦いとなる。それは第7艦隊(横須賀)と第5空軍(横田)の担当である。沖縄海兵隊がどのような役割を果たすのかは疑問だ」と語ります。

経済の面から見ても基地には問題があります。基地は経済の阻害要因だと考えるのは保守系の経済学者、沖縄県経済団体にも共通の認識です。沖縄県の15年調査によると、普天間など中部の5基地だけで返還の経済効果は8900億円、基地による逸失利益は現在と差し引き8400億円で実にGDPの22%なのです。

よく本土の人から沖縄への経済支援について誤解を受けることがあります。沖縄の一人当たりの公共投資額は47都道府県中14位(2012年度)で、財政受益率は[(財政移転マイナス納付国全額)/人口]は全国16位です。単純な一人当たり予算は6位。補助金は高いが地方交付税は少ないのです。財政受益率は中くらいなのです。

大型選挙で示した沖縄の世論

14年県知事選は、基地返還が争点となり、翁長雄志さんが36万票を獲得し、普天間基地は国外か県外で解決するという姿勢が支持を集めました。

16年参議院選挙は、伊波洋一さんが36万票近くを獲得し、辺野古を推進する自公政権に打撃を与えました。

17年衆議院選挙では4議席のうち3議席が野党系が勝利しました。

18年県知事選では、玉城デニーさんが40万票近くを獲得し、辺野古基地建設を認めない意思が示されました。

19年県民投票(投票率52%)で「辺野古埋め立て反対」72%、「同賛成」19%、どちらでもない9%。名護で73%、宜野湾でも67%となり、全市町村で反対が多数となりました。

19年衆議院3区補欠選挙では、野党が支援した屋良朝博さんが勝利し、辺野古移設を認めない民意が改めて示されました。これらは明白な県民意思です。

日本はもはや民主国家とはいえない

これでもなお工事を強行する安倍政権は、沖縄では憲法前文(主権在民)を無視し“民主主義を適用させない”との意思表示をしていることとなります。このことは日本はもはや民主主義国ではないことを示しています。

これらを改めるには、対米従属一辺倒の催眠術からの覚醒が必要です。「戦後の国体」から脱却し、真に自立した国家として、対等平等な対米関係を結び直す他ありません。

しかし実は“憲法番外地”は沖縄だけのことではありません。日米地位協定がある限り、日本中が番外地と言えるのではないのでしょうか。在日米大使館安全保証部長の発言がふるっています。

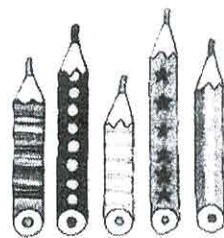
「米国が沖縄に基地を集中したがつているのではない。日本政府が置きたがつている」

◎非核・いしかわ編集部のご了解得て、同会報より転載しました

初登場の石川9条おんがく隊の歌声で集会はスタートし、集会アピール採択後、参加者は市内を「憲法9条守れ」とパレードしました。

各地からの便り

朝ビラ…始めて10年になりました



ある時の事務局会議で朝ビラの話の中で「朝ビラっていつからしてたかなあ」というメンバーの何気ない一言で調べてみたら、ちょうど10年と分かりました。

「ハエー10年」「いつの間に10年経ったかしら～」と口々に驚きの言葉が飛び出しました。

そう言えば、現在行っているニュースレター、総会、学習講演会の外に継続してやっていく「加賀9条」らしいものはないか？と話し合ったことが思い出されます。

そして出来たのが「朝ビラ」です。9条の会だから毎月9の日に動橋駅、加賀温泉駅、大聖寺駅で一般の人、主には高校生に渡す。7時から8時まで。9の日が土日祝なら前倒しで実施。ビラの中身は文字を少なく簡単にそれでいて分りやすく9条の大切さを一見で伝えられるもの……これが仲々の至難の業。2人一組当番制で作り、皆の意見の上、仕上げます。

何色かのマーカーで大切な所には色付けし線引きしたり囲んだり工夫を凝らして出来上がりです。

こうして3駅を一巡したら次のチラシを作ります。

「おはよう、行ってらっしゃい、気をつけてね」と明るく笑顔でエールを籠めてひとり一人に手渡します。

まだ眠たげな子、手を振り拒む子、無視する子も「大丈夫です」と意味不明な拒否も……。でも



コクリと頷き受け取ってくれる子、まれにもう1枚くださいと言ってくれる子「行って来ます」と返事してくれる子。

9条の仲間が、前に向かって歩んでいることの確認もあって10年続いてきたようです。

中高校生が大人になったとき、駅でおばさんおじさんがビラを渡してくれたなあと思い出してもらえれば最高です。

加賀九条の会 成房 千代

改憲を阻止する力を強め、広めていこう！

「九条の会・七尾」

私たちは6月2日の学習会で「自民党改憲条文イメージ案」について学び、話し合いました。講師の岩淵先生は、現下に進んでいる事態をもリアルに示しながら、「自民党改憲4項目」の危険性とあくどい手口について丁寧にわかりやすくお話してくださいました。そして今、社会の右傾化の中で、ジワジワと改憲賛成の「世論」が醸成されてきていることに警鐘を鳴らされました。

改憲阻止の運動を広めていくためには、トランプの言いなりに武器を爆買いし際限のない軍備増強に突き進む政府が、他方で福祉・社会保障費を削っている…こうした現実をも明らかにしながら訴えていく必要があると強調されました。

今回は七鹿平和センターの協力で労組組合員の方々も多く参加して活気ある学習会となりました。学んだことを少しでも多くの人に伝えるために、街宣やミニ学習会もやろうと今話し合っています。

事務局 古田 励子

13 年目迎えた私たちの会、宣伝署名、憲法カフェ、ニュース発行が中心です。

5・3集会を控えた4月、まだ一度も訪問してこなかった新豎（歌劇座がある）、菊川校区の1000世帯に署名のお願いと署名用紙、5・3集会のビラをポストイン。令和1色のゴールデンウィーク中の5月3日午前、毎年恒例の「私もひと言」ルートークを菊川、石引の2ヶ所の交差点で行う。快晴で休日のせいか聴衆もチラホラいて宣伝が終わると拍手があり参加者一同ビックリ！メディアでメーデー、憲法記念日等がほとんど報道されない中で私たちが知らせてゆくことの大事さを改めて実感。以前続けていた6・9の日のサイレントアピールが中断されたままの現在、月1（19日）ならできるか…と復活をめざすことに。6月19日には猿丸交差点、石引飛梅の2ヶ所で同時にサイレントアピールを行うことができました。

その時々に関わせた内容で行ってきた憲法カフェ。6月29日には「憲法と消費税」を開催。消費税の本質、税金の在り方、何のための増税か、また、今回、増税分を保育の無償化に充てる…というけどどうなのか？ということで保育園からも実態を出してもらい話し合いました。話せば話すほど、全ては憲法改悪につながる！…7月の参議院選挙で安倍政権を退陣させねばという思いを新たにしました。

寺町台9条の会

安倍政権とメディア（要旨抜粋）

安倍政権下特に2014年以降メディアへの介入が目立ってきています。2016年、当時の総務大臣が放送法4条違反で電波停止もあり得ると明言。この年「クローズアップ現代」（NHK）「NEWS23」（TBS）「報道ステーション」（テレビ朝日）の各キャスターが相次いで降板。昨年、東京新聞・望月依塑子記者への官邸からの質問制限、その一方で安倍首相はメディアを選別するという手法をとり、自分の気に入った新聞放送メディアに単独インタビュー・単独出演しています。（中略）安倍政権のこうした統制に、良心的な組織マスコミ人やフリージャーナリストそしてマスコミ労働組合は闘っています。

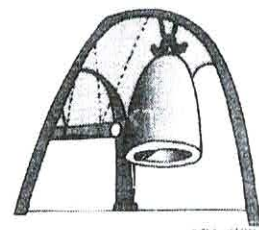
権力監視を責務とするメディアの言論・表現の自由こそが、多様な情報を国民に伝え、もって民主主義の成熟度を深める重要なことではないかと思います。……

寺町台9条の会「九条・通心」vol.45 に寄稿された 元民放労連北陸放送労働組合委員長 八田静輔さんの文の一部を紹介しました。

～お知らせ～

2019年 平和の鐘

8月15日（水）午前11時45分から
小林禅寺境内にて



改憲の動向

2018年12月～2019年6月 2019年6月28日まとめ

- 12月10日 自民党と政権は憲法審査会開催を断念、反対世論と野党の結束を前にして改憲案提示を強行できず。しかし、安倍首相は、臨時国会閉会 12/10 の夜、2020年改憲施行は「今も変わらず」と明言。自民党の萩生田光一幹事長代行は12/11 記者会見で「改憲案を次期通常国会で提示」と述べる。
- 1月23日 自民党の全小選挙区支部に「改憲本部」設置をせかす通知を送付。
- 2月10日 安倍首相が自民党大会で、自治体の6割が自衛官募集を拒否との論を展開、「いよいよ改憲のとき」と主張。
- 4月25日 衆院憲法審査会、今国会で初めて開催(テレビのCM規制)。5/16にも開催、しかし、1分で終了。
- 5月 3日 朝日新聞世論調査結果公表(4月15日までに届いた結果)
・内閣支持率=支持43%/不支持率45%・憲法9条全文を示して、憲法9条を変える方が良いと思いますか=変える方28%/変えない方64%・いまの自衛隊は、憲法に違反していると思いますか=している16%/していない69%・安倍首相は、憲法9条の1項と2項をそのままにして、新たに自衛隊の存在を明記する憲法改正案を提案しています。こうした9条改正に=賛成42%/反対48%・いまの日本の憲法は、全体として、よい憲法だと思いますか=よい憲法62%/そうは思わない25%・いまの憲法を変える必要があると思いますか=必要がある38%/必要はない47%・安倍首相は憲法改正を目指すことを明言しています。安倍政権のもとで憲法改正を実現することに=賛成36%/反対52%
- 5月 3日 憲法記念日に、安倍首相は「2020年改憲施行」堅持と明言
- 5月20日 共同通信世論調査結果公表(18日～19日実施)
・内閣支持率=支持50.5%/不支持率36.2%・夏に参議院選挙があります。あなたは選挙後の参院の議席数について、憲法改正に前向きな「改憲勢力」が3分の2を維持する方が良いと思いますか。それとも3分の2を下回る方が良いと思いますか=維持する方が良い43%/下回る方が良い38%/わからない無回答19%・安倍首相は、憲法改正を実現し、2020年に施行することを目指すと言明しています。あなたは、この首相の方針に=賛成40%/反対44%/わからない無回答16%
- 5月29日 野党党首が、参院選1人区の30選挙区で候補者一本化を合意、また市民連合とは「改憲発議させない」を含む13項目の「共通政策」で合意。6/13 野党書記局長幹事長会談で1人区全32選挙区の本一化を確認。

これからの改憲関連政治日程(予想)

- 2019年7月28日 参議院選(13年選出議員の改選)(7/4公示、7/21投開票)
- 10月 消費税率10%への引き上げ?
- 2020年 夏 東京オリンピック・パラリンピック
- 2021年 9月 総裁任期満了
- 10月 衆議院議員任期満了

自民党改憲案の検討

呼びかけ人 岩 淵 正 明 (弁護士)

自民党改憲案について9条改憲案は先に述べ（通信No.29）、野村弁護士も述べているので（通信No.33）、その他の改憲案を検討してみました。

1. 緊急事態条項

- (1) 大規模規模災害の場合、内閣が政令を制定することができる緊急事態条項については、現行の「災害対策基本法」などで自然災害には十分に対応できるためそも新設の必要性がなく、災害をだしにして憲法を変えるべきではありません。
- (2) 又、緊急事態が発動される「異常かつ大規模な災害」は「自然災害」に限定されていません。国民保護法では戦争は「武力攻撃災害」とされているのです。自民党がこだわるのは戦争遂行のためには緊急事態条項が必要だからです。
- (3) 緊急事態条項は「法を無視することをあらかじめ許す法」といわれていますが、今回の改憲案は、平成24年改憲案と比較すると、緊急権発動や緊急事態宣言解除の手続きが規定されていない、発動の期間制限がなく、100日を超えても国会承認が不要となっている、国会が不承認でも効力は失われないなどの点で、より立憲主義に反しており、内閣総理大臣による独裁も可能とさえ考えられます。

2. 教育の充実

- (1) 2017年5月3日安倍首相の発言をきっかけに自民党内で教育の無償化についての議論がされました。しかし、そもそも自民党は高等教育の無償化の意思などなかったものであり、これまで「教育の無償化」を言ってきた日本維新の会を改憲論に巻き込むためと考えられます。最近の自民党「Q&A」でも無償化の範囲は義務教育までと明言されており、結果として今回の改憲案には無償化は記載されておらず、改憲までする必要性のない教育の充実に努力するとの規定となっています。
- (3) むしろ今回の改憲案には、教育が「国の未来を切り拓く上で極めて重要な役割を担うものであること」との規定が盛り込まれており、別の狙いがみえます。

これまで、安倍政権下では、教育基本法の改悪で「教育の目標」に「愛国心」が盛り込まれ、首長が教育長を直接任命できるようにする地方教育法の改悪、文部科学相が国立大学の学長に入学式や卒業式での国旗掲揚と国歌斉唱を要請したり、小学校・中学校で道徳が教科化されるなど教育制度が改悪されてきたことを見ると、改憲案は教育への国家統制を憲法上正当化する目的があるとみるべきです。

3. 合区解消

- (1) 過去の選挙で投票価値の較差が最大5倍近くになり、違憲状態との最高裁判決が出されたことを受けて、2015年公選法が改正され、鳥取・島根と徳島・高知をあわせて1区に合区し、各県議員2人から2県で2人に変更されました。今回の

改憲案は、この合区を解消し自民党議員を2名増やそうとする党利党略の改憲案なのです。

- (2) しかし、この改憲案は合区解消にとどまらず、選挙制度や地方自治制度など統治機構全体にかかわる、大がかりな改憲となっています。

例えば、都道府県代表としての参議院議員にすることとなる条項がありますが、そうすると参議院議員が国のバラマキ政治や地方に対する財政誘導のための窓口へと墮落する危険性があり、「対等な二院制」関係を崩すことにもなり、参議院の権限を弱めることにもなりかねません。

4. 安倍政権下の改憲案は9条以外の以上の条項においても、そもそも改憲の必要性が無く、かえって国の在り方を大きく変える危険性があり、認めることはできません。

以上